

公益財団法人経営者顕彰財団

2019年度(令和元年度)

起業家・中小企業等の人材育成事業に関する

助成金のご案内

公益財団法人経営者顕彰財団では、九州・山口地域における起業家、中小企業等の人材育成を支援するために、中小企業等に関係のある教育訓練施設、大学等教育機関、民間団体、企業の人材育成事業に対して助成・後援を行っています。その概要は以下の通りです。中小企業者等への人材教育・訓練等を計画され、助成金を必要とされている方は当財団にご相談ください。

1. 助成の目的

- (1) 九州・山口地域において、産業の開発、経済の発展に寄与する起業家、中小企業等の経営、技術に関する優れた人材を育成すること。
- (2) 九州・山口地域において、起業家、中小企業者等の経営幹部、従業員の人材教育、教育訓練を行う優れたプログラムを企画、実施できる教育訓練施設、教育機関、民間団体、企業等を育成すること。

2. 助成対象となる団体

- (1) 活動の本拠地が九州及び山口県内にあること。
- (2) 起業家の育成、中小企業者等の教育訓練・人材育成に寄与する活動を行っていること。
- (3) 目的、組織、代表者等、団体の運営に必要な事項に関する定めがあり、事業遂行能力が十分であると認められること。
- (4) 政治活動又は宗教活動等を目的とした団体でないこと。

【具体例】 企業家の育成、中小企業者等の教育訓練・人材育成等を事業として行っている企業、財団・社団法人、商工会議所、地方公共団体の機関、大学・研究機関、実行委員会組織、NPO 法人 など

2. 助成対象となる事業

- (1) 九州及び山口県内において、創業を目指す起業家、中小企業者等の教育訓練・人材育成を目的とする事業で、次に掲げる事業のいずれかに該当すること。

- ア 起業家を育成する事業
 - イ 中小企業等の経営幹部を育成する事業
 - ウ 中小企業等の技術者を訓練・育成する事業
 - エ 中小企業等の従業員の職業訓練・教育訓練を目的とする事業
 - オ 中小企業等の人材育成に関する教育指導を行う指導者を育成する事業
- (2) 対象団体が自ら企画、主催する事業であり、その事業内容等が具体化しているものであること。

【具体例】

- ・起業家セミナー、経営幹部養成セミナー、中小企業キャリアアップセミナー、企業家による企業経営講演会 など
- ・中小企業者等に対する教育訓練プログラム など

3. 助成対象から除外する事業

- (1) 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- (2) 公共の秩序、安全を害する恐れのある事業
- (3) 宗教的または政治的な目的のために利用されるもの
- (4) 寄付金を集めることを目的とするもの
- (5) 食糧費、人件費他の団体を運営するための経費

4. 助成金の額

助成金の額は1事業について10万円以上30万円以内とします。

(今年度助成予算 50万円)

5. 助成の制限

- (1) 同一団体に対する助成は、原則として、当該年度中1事業を限度とします。
- (2) 助成金は、助成承認後1年以内の実施予定案件とします。
(但し、助成金は年度内に支出する)
- (3) 助成金は3年間連続しては受けられないものとします。

6. 助成の申請時期と助成予算

- (1) 今年度の助成金の申請は、**2019年度内**とします。
但し、申請事業の実行が2019年度内であることが条件となります。
また、該当年度の助成予算の枠がなくなれば受付は終了します。
- (2) 申請書類を提出する前に、まずは事務局に申請に該当するかどうか電話もしくはメールにて問い合わせてください。

(電話：092-472-1676 Eメール：keieishakenshozaidan@gmail.com)

7. 審査および決定

申請を受け付けた案件については助成審査委員会を開催し(年1回程度→11月予定)、委員会で審査を行い、できるだけ速やかに助成決定・交付を行います。案件が少ない場合には、逐次審査を行うものとします。審査にあたり、案件に係る質問や追加資料の提出をお願いすることがあります。

8. 申請書類

申請書のひな型は、電話相談後助成申請が可能だと判断した場合に送付します。申請書と併せて必要な提出書類は以下のとおりです。

- (1) 助成金申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業予算書
- (4) 申請団体の定款・運用規則、役員名簿、その他団体の内容がわかる資料
- (5) 申請団体の過去3期間の事業報告、収支報告書
- (6) 申請団体の助成金申請事業が過去にすでに実施されている場合には、過去1年間の事業実施報告、事業決算書
- (7) その他申請に必要と思われる資料

9. 助成金交付後の手続き

助成が決定し、助成金を受け取られた後は事業実施後原則として3ヶ月以内に実施報告書を提出いただきます。

10. 助成金交付決定等の取り消し等

次の場合には、助成の全額或いは一部を取り消し、既交付の場合には返還していただくことがあります。

1. 事業が中止された場合
2. 事業内容が届けなく変更された場合
3. 助成金が助成対象以外の用途に使用された場合
4. 期日迄に実施報告書が提出されず、事業実施後の検証が困難な場合

以上

お問い合わせ：公益財団法人経営者顕彰財団(担当 河部)
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目3-6

電話 092-472-1676 FAX 092-476-2634
Email keieishakenshozaidan@gmail.com

